

第5次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画

令和5年4月

名古屋港管理組合

目 次

	頁
1 はじめに	1
2 基本的事項	2
(1) 目的	
(2) 基準年度	
(3) 計画期間	
(4) 対象範囲及び取組機関	
(5) 温室効果ガス総排出量の算定対象	
(6) 対象とする温室効果ガス	
(7) 取組の推進	
(8) 結果の公表	
(9) 実行計画の見直し	
3 取組の目標	4
4 具体的な取組	6

1 はじめに

地球温暖化対策の国際的な枠組みとして、平成9年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、先進国の温室効果ガス総排出量の削減目標などを定めた「京都議定書」が採択されました。これに基づき、我が国においては平成10年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体に温室効果ガス排出の抑制のための措置に関する計画を策定することが義務づけられました。

本組合では、平成14年3月に「名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画」を策定し、本組合の事務・事業において生じる温室効果ガス総排出量の削減に向け積極的な取組を始め、その後、5年毎に改定を重ねて取組を進めてきました。

一方、我が国においては、COP21で採択されたパリ協定（平成27年）を受けて、平成28年5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、その中で、地方公共団体は自ら率先的な取組を行い、実効的、継続的な温室効果ガス総排出量の削減に努めることが明記されました。

また、平成29年に環境省が「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」を策定し、基準年度、計画期間及び温室効果ガス総排出量の削減目標については「地球温暖化対策計画」に即して設定すること、並びに事務事業編の対象範囲に指定管理者等を含めることが定められました。

本組合は、平成29年7月に「第4次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成29年度～令和3年度）を策定し、温室効果ガス総排出量について平成25（2013）年度比14.0%削減を目標に取組を進めた結果、令和3年度は37.6%削減となり大きく目標を達成しました。

また、令和2年12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され、令和3年10月に閣議決定された政府の「地球温暖化対策計画」では、我が国の温室効果ガス削減目標として、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比で46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとされました。

このような状況の中、本組合は、政府の「地球温暖化対策計画」に合わせ、目標年次を令和12（2030）年度とし、温室効果ガス総排出量を平成25（2013）年度比で50%削減とする、「第5次名古屋港管理組合地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定し、引き続き、地球温暖化対策に積極的に取組んでいきます。

また、実行計画では、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すため、現時点で導入可能な施策だけでなく、今後の技術革新が期待される施策を率先して検討すると共に、算定方法等が確立されていない施策についても動向を注視しながら、取組んでいきます。

2 基本的事項

(1) 目的

この実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第21条に規定する「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画）」として策定したものです。

温室効果ガス総排出量削減の取組に加え、地球温暖化の抑制につながる取組の推進により、環境への負荷低減を目指します。

(2) 基準年度

基準年度は、平成25（2013）年度とします。

(3) 計画期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とします。

(4) 対象範囲及び取組機関

実行計画の対象範囲は、本組合が所有する全ての施設・設備における事務・事業とします。

取組機関は、本組合の全ての機関、指定管理者及びPFI特定目的会社とします。

(5) 温室効果ガス総排出量の算定対象

実行計画の対象範囲のうち、温室効果ガスの総排出量を算定する対象は、本組合が直接行う事務・事業並びに指定管理者及びPFI特定目的会社が本組合より、施設運営及び維持管理を受託している施設において直接行う事務・事業とします。

港湾施設利用者等の事務・事業については、本組合が温室効果ガス総排出量の削減に必要な措置を講ずることが困難であるため、算定対象外とします

実行計画の対象範囲

本組合が所有する全ての施設・設備における事務・事業		
温室効果ガス総排出量の算定対象		算定対象外
本組合が直接行う事務・事業	指定管理者及びPFI特定目的会社が本組合より、施設運営及び維持管理を受託している施設において直接行う事務・事業	港湾施設利用者等の事務・事業

(6) 対象とする温室効果ガス

実行計画の対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定する次の7物質の温室効果ガスのうち、対象範囲に該当しないものを除いた、以下の5物質とします。

- 二酸化炭素 (CO₂)
- メタン (CH₄)
- 一酸化二窒素 (N₂O)
- ハイドロフルオロカーボン (HFCs)
- 六ふっ化硫黄 (SF₆)

対象外

- パーフフルオロカーボン (PFCs)
- 三ふっ化窒素 (NF₃)

(7) 取組の推進

本組合、指定管理者及びPFI特定目的会社が温室効果ガス総排出量の削減等の取組を行うに当たっては、取組内容及び削減する数値目標を定め(P L A N)、これに基づいた行動を実践し(D O)、その結果を点検し(C H E C K)、継続的な改善を図る(A C T I O N)という考え方にに基づき推進します。

また、港湾施設利用者等に対しては、実行計画の趣旨について理解を求め、温室効果ガス総排出量の削減等に努めるよう要請していきます。

(8) 結果の公表

実施状況の結果については、温室効果ガス総排出量及びその評価の実績を毎年公表します。

温室効果ガス総排出量については、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第3条及び第4条の規定に基づき算定します。

(9) 実行計画の見直し

実施状況の結果を踏まえ、必要に応じ、実行計画の見直しを行います。

3 取組の目標

(1) 温室効果ガス総排出量削減に係る目標

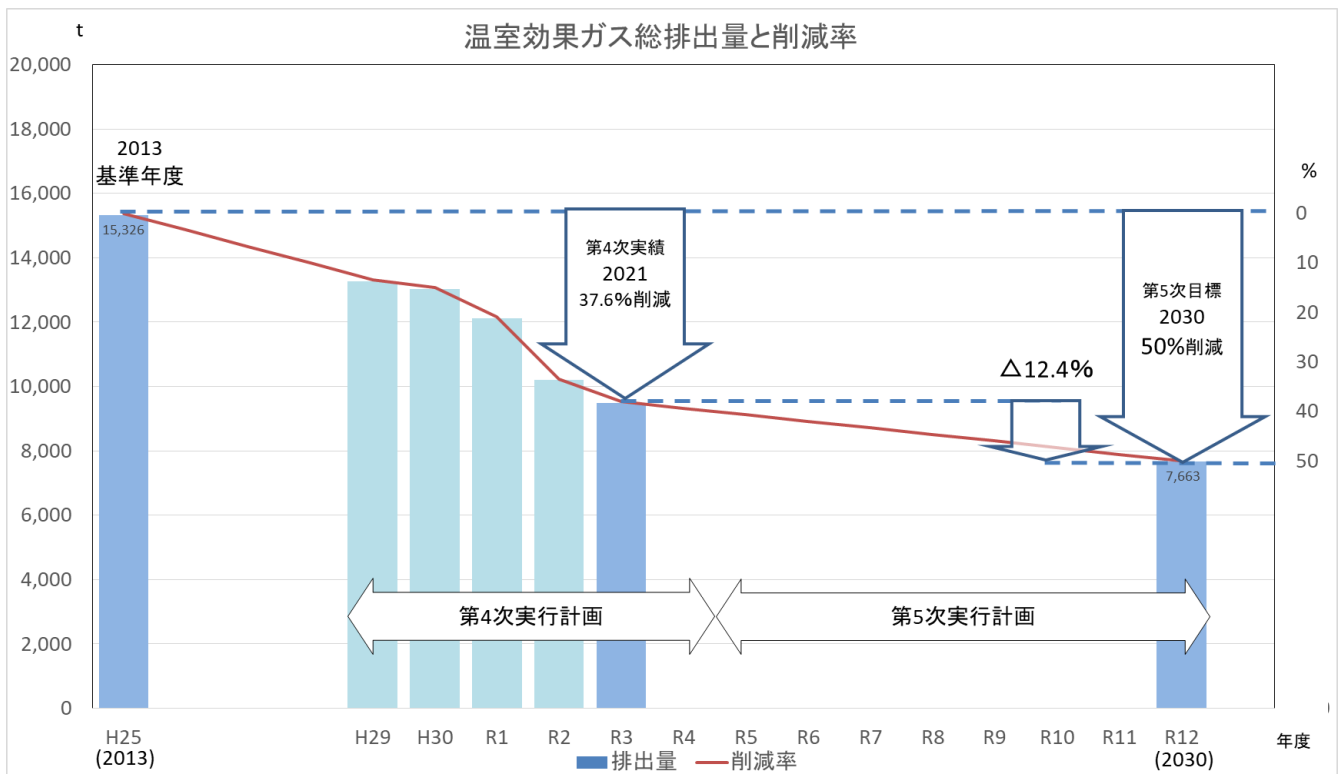
令和32（2050）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）の実現を目指すため、温室効果ガス総排出量削減（二酸化炭素換算値）の目標を設定します。

温室効果ガス総排出量削減に係る目標

令和12（2030）年度において、平成25（2013）年度比50%の温室効果ガスの排出削減を目指します。

温室効果ガス総排出量削減に係る項目

項 目		目標 (令和12年度)
(1) 燃料 ガソリン・軽油・天然ガス	公 用 車	50%削減
	船 舶	
(2) 電気	事 務	
	事業用施設	
(3) ガス、石油等の燃料 重油・都市ガス・LPG・灯油	事務及び事業	
(4) ハイドロフルオロカーボン（HFCs） などの代替物質を使用した製品等の 購入・交換	公 用 車 (適切な購入・交換)	
(5) 電気機械器具からの六ふっ化硫黄 (SF ₆) の回収・破壊	開閉器・遮断器等 (適切な回収・破壊)	



(2) 地球温暖化の抑制につながる取組

社会全体として温室効果ガス排出量が削減できる措置として、以下についても取り組む。

地球温暖化の抑制につながる取組

取組項目	項目	基準年度 (平成25年度)
財やサービスの購入・ 使用に関する取組	(1) コピー用紙の使用量	16.5 t/年
	(1) 水道使用量	2.3 万m ³ /年
その他の事務・事業に当 たつての温室効果ガスの 排出の抑制等への取組	(2) 廃棄物の減量化	(廃棄物) 14.6 t/年
		(可燃ごみ) 11.6 t/年
	(3) 紙類のリサイクル率	68 %

【参考】

基準年度において、本組合が直接行った事務・事業並びに指定管理者制度及びPFIによる管理施設で行われた事務・事業から排出された温室効果ガス総排出量は、下表のとおりです。

温室効果ガス総排出量 (平成25 (2013) 年度) (単位: トン/年)

種類 活動 内容	二酸化 炭素	メタン		一酸化二窒素		ハイドロ フルオロカーボン		六ふつ化硫黄		CO ₂ 換算量 の合計
	排出量	排出量	CO ₂ 換算量	排出量	CO ₂ 換算量	排出量	CO ₂ 換算量	排出量	CO ₂ 換算量	
電気・ 燃料の 使用	15,049	0.07	1.7	<0.01	0.4	-	-	-	-	15,051 98.21%
自動車の 運行 船舶の 航行	252	0.02	0.5	0.01	4.2	<0.01	0.9	-	-	257 1.68%
電気設備 機器の 設置	-	-	-	-	-	-	-	<0.01	8.8	8.8 0.06%
浄化槽の 設置	-	0.25	6.3	0.01	2.9	-	-	-	-	9.2 0.06%
合 計	15,301 99.83%	0.34	8.5 0.06%	0.03	7.5 0.05%	<0.01	0.9 <0.01 %	<0.01	8.8 0.06%	15,326 100%

※ 電気の二酸化炭素排出係数は、実排出係数を使用して算定しました。

※ 第4次実行計画における基準年度の温室効果ガス総排出量とは、算定対象が異なるため一致しません。

※ 端数処理のため、合計は一致しません。

4 具体的な取組

(1) 本組合、指定管理者及びPFI特定目的会社が実施する具体的な取組を定めます。

取組項目	取組事項	個別具体的な取組	
財やサービスの購入・使用に関する取組	(1) 低公害車・低燃費車の導入	公用車の購入に当たっては、低公害性能、低燃費性能、ライフサイクルコスト等を考慮し、環境に配慮した車両を導入します。	
	(2) 公用車の電動化の推進	公用車に電動車 ^{*1} を段階的に導入するよう努めます。	
	(3) 公用車の台数の見直し	公用車の使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行います。	
	(4) 公用車の燃料使用量の削減	ア	できる限り公共交通機関等を利用し、自動車の使用を自粛するよう努めます。
		イ	公用車の効率的な管理に努め、低燃費車や電動車を優先的に使用します。
		ウ	暖機運転はしません。停車時はアイドリング・ストップに努めます。
		エ	走行時は、急発進及び急ブレーキを避け、経済速度による運転に努めます。
		オ	カーエアコンの使用を控えます。
	(5) 自転車の活用	短距離の移動手段として自転車を積極的に活用します。	
	(6) 船舶の燃料使用量の削減	経済運航に努めます。	
	(7) 省エネ型機器の選択	OA機器及び電気製品の購入及び更新に当たっては、省エネルギー型のものを導入します。	
	(8) 用紙類等の使用量の削減	ア	パソコン及びプロジェクターを使用したペーパーレス会議を推進します。
		イ	会議資料の簡素化、縮小化及び共有化を徹底します。
		ウ	事務手続の情報化及びペーパーレス化を図ります。
		エ	両面印刷及び両面コピーを徹底します。
		オ	使用済み用紙の裏面を有効活用します。
		カ	使用済み封筒の再使用に努めます。
		キ	文書ファイルの適正管理及び共有化を進め、個人の文書ファイルは必要最小限に抑制します。
	(9) 再生紙の使用拡大	ア	コピー用紙については、「環境物品等の調達を推進を図るための方針」による総合評価値80以上のものを購入します。
		イ	印刷物については、「環境物品等の調達を推進を図るための方針」による総合評価値80以上のものを購入します。

取組項目	取組事項	個別具体的な取組
	(10) 環境に配慮した事務用品・機器等の率先購入	ア エコマーク・グリーンマーク等の環境ラベルの付いた文房具類を購入します。
		イ 詰め替え可能な製品を購入し、使い捨て商品及びリサイクルしにくい製品の購入を控えます。
	(11) 備品等の有効利用	ア 備品等の効率的管理により、回収及び再利用に努めます。
		イ 図書の共用利用に努めます。
	(12) 新聞・雑誌及び印刷物の有効利用による購入量の削減	ア 新聞・雑誌は、購入部数の削減を図ります。
		イ 印刷物の整理・統合を図り、印刷部数等の削減を図ります。
	(13) 次世代エネルギー ^{※2} の利活用の推進	使用燃料を化石燃料から次世代エネルギー ^{※2} への転換を検討します。
	(14) その他	貸与被服については、素材に廃ペットボトルの再生品等を用いたものの購入に努めます。
施設の建設、維持管理等に当たっての取組	(1) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材の選択等	ア 発注工事における建設発生土、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊を適切に再利用するように努めます。
		イ 「環境物品等の調達を推進を図るための方針」に基づき、環境負荷の少ない建設資材の使用、建設資材の使用合理化等（合板型枠等の木材の使用合理化、高炉セメント、エコセメント、再生材等）に努めます。
		ウ 建設機械については、「環境物品等の調達を推進を図るための方針」に基づき、排出ガス・騒音を抑制する低公害型建設機械の採用に努めます。
		エ 製品購入の際には、できるだけハイドロフルオロカーボン（HFCs）等を使用していない製品、代替物質を使用した製品及び地球温暖化への影響の小さい製品を選ぶように努めます。
		オ ハイドロフルオロカーボン（HFCs）等を使用している製品を廃棄する場合は回収に努めます。
	(2) 温室効果ガスの排出の少ない材料・設備機器の選択等	ア 省エネルギータイプの設備機器類の採用に努めます。
		イ 新技術及び新工法の情報収集に努めます。

取組項目	取組事項	個別具体的な取組
	(3) 建築物の建築等に当たってその他の環境配慮の実施	新築建築物の ZEB 化（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等、建築物の省エネルギー技術の導入を検討します。
	(4) 再生可能エネルギー活用の推進	再生可能エネルギー施設の導入を推進します。
	(5) 水利用の合理化	節水型水栓等の節水機器の採用に努めます。
	(6) 自然環境の保全と推進	環境に配慮した港湾緑地の整備を推進します。
	(7) 吸収源対策の推進	ア 緑地整備における温室効果ガスの吸収源対策を検討します。
		イ 温室効果ガスの吸収源となる環境配慮型構造物や浅場等を検討します。
	(8) 既存施設が及ぼす環境への影響を予防及び低減するための方策	施設の老朽化及び運用の診断を行い、当該施設の改善及び環境保全設備の見直しを行います。
その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への取組	(1) エネルギー使用量の削減	ア 執務室等の空調温度の適温化に努めます。
		イ 冷暖房中の窓及び出入口の開放禁止を徹底します。
		ウ 勤務時間以外は特別な事情のない限り消灯します。
		エ 勤務時間中も不要な照明機器は消灯します。
		オ 時間外勤務時は必要な場所以外は消灯します。
		カ O A 機器の未使用時は電源を切るか、節電・省電力モードへの切替を行います。
		キ シャワー室及び湯沸し器の種火は、未使用時には消します。
		ク 夏季期間中はクールビズ、冬季期間中はウォームビズを励行します。
		ケ エレベーターの使用を控えます。
		コ 効率的な事務・事業の推進により、ワークライフバランスを確保し、時間外勤務の縮減に努めます。
	(2) 事業用施設におけるエネルギー使用量の削減	ア 使用していない施設の照明機器の消灯に努めます。
		イ 施設内の屋外照明は、照度・照射方向の適正化、時間帯の縮減、一部消灯を図ります。
		ウ LED 照明等エネルギー効率の高い照明器具に随時更新するよう努めます。
		エ 施設内の節電に努めます。
		オ 再生可能エネルギーの利用拡大に努めます。

取組項目	取組事項	個別具体的な取組
	(3) ハイドロフルオロカーボン(HFCs)などの代替物質を使用した製品等の購入・交換等	空調機器及び公用車のカーエアコンの購入及び交換に当たっては、代替物質を使用した製品及び地球温暖化への影響の小さい機器の導入に努めます。
	(4) 電気機械器具からの六ふっ化硫黄(SF ₆)の回収・破壊等	廃棄される電気機械器具に封入されていたSF ₆ について、極力回収・破壊等を行うように努めます。
	(5) 庁舎等における節水の推進	水道水圧の調節、トイレ用水の水量調節、日常における節水の励行等により、庁舎等における水道水の使用量削減に努めます。
	(6) 廃棄物の発生の抑制	廃棄物となるものを持ち込まず、生じたものは発生元へ返します。
	(7) 廃棄物の減量とリサイクルの促進	ア 紙類の回収箱・シュレッダーを利用し、紙の再利用を図ります。
		イ トナーカートリッジ、インクリボン等、製品の再生利用を促進します。
	(8) 温室効果ガスの廃棄時等の適切な処理	フロン等の廃棄時等、大気への漏出に注意を払い、適切な処理を行います。
	(9) イベント実施時の環境配慮	イベントの実施時には、環境への負荷軽減に努めます。
	(10) 関係者への協力要請	ア 港湾施設利用者及び工事請負業者等関係者に対し、温室効果ガスの排出量削減に努めるよう要請します。
		イ 港湾工事における温室効果ガス削減への取組を進めます。
職員等に対する研修等	(1) 職員等の地球温暖化対策に関する研修の機会の提供及び情報の提供	ア 実行計画を職員等に周知し、地球温暖化対策の推進について意識の向上を図ります。
		イ 庁内LAN等により環境に関する最新の情報を提供するとともに、職場・職員等の意見を聴取します。
		ウ 職員研修等、環境に配慮した取組のカリキュラムを採り入れます。
	(2) 地球温暖化対策に関する職員等の積極的参加	環境関係の諸行事において、職員等の積極的な参加に便宜を図ります。

※1 電動車とは、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車をいう。

※2 次世代エネルギーとは、水素エネルギー、燃料アンモニア、バイオ燃料等をいう。

履歴

平成	14	年	3月	1日	策定
平成	15	年	2月	14日	一部変更
平成	19	年	4月	1日	改定
平成	20	年	4月	1日	一部変更
平成	21	年	4月	1日	一部変更
平成	24	年	10月	1日	改定
平成	29	年	7月	31日	改定
令和	5	年	4月	1日	改定